

平成23年度 第3回足立区地域保健福祉推進協議会  
「子ども支援専門部会」次第

平成24年3月16日（金） 午後2時30分～  
足立区役所 中央館8階 特別会議室

1 子ども支援専門部会長挨拶

2 議事

<報告事項>

- 1 子宮頸がん等ワクチン接種費用助成の延長について（保健予防課）
- 2 母子健康手帳の改訂について（保健予防課）
- 3 妊娠届様式の一部改訂について（保健予防課）
- 4 「マイ保育園」制度の実施について（子ども家庭課）
- 5 認可保育園の整備について（待機児童対策担当課）
- 6 子育てサロン事業の所管の一元化について（こども家庭支援センター）
- 7 病児保育サービスの利用料助成について（こども家庭支援センター）

## 平成23年度 第3回足立区地域保健福祉推進協議会

## 「子ども支援専門部会」

平成24年3月16日

件名	子宮頸がん等ワクチン接種費用助成の延長について														
所管部課名	衛生部保健予防課														
内容	<p>区は国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金」（以下、基金）を活用し、平成23年度から子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン（以下、子宮頸がん等ワクチン）について、クーポン券による接種費用助成を行っている。</p> <p>平成23年度までの予定であった基金を延長する予定との事務連絡を国から受け、また、子宮頸がんワクチンの助成対象のうち新高校2年生には、平成23年度中に助成を受けて接種を受けている場合に対象となると示された。</p> <p>平成23年度は年度当初に子宮頸がんワクチンの供給不足があり、年度末までに必要な回数を接種しきれない方もいることを考慮し、区としても平成24年度は、平成23年度に最低1回接種をした新高校2年生を費用助成対象とする予定である。</p>														
	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 平成24年度の子宮頸がん等ワクチン接種費用助成内容</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 907 683 987">ワクチン</th> <th data-bbox="683 907 1182 987">対象者</th> <th data-bbox="1182 907 1463 987">接種回数・自己負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 987 683 1294" rowspan="2">子宮頸がん</td> <td data-bbox="683 987 1182 1122">平成24年度に新中学1年生相当～新高校1年生相当の年齢の方</td> <td data-bbox="1182 987 1463 1294" rowspan="2">3回（新高校2年生相当は、23年度の不足回数）・無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1122 1182 1294">平成24年度に新高校2年生相当の年齢の方（ただし、23年度に最低1回接種が必要）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1294 683 1429">ヒブ（23年度と変わらず）</td> <td data-bbox="683 1294 1182 1429" rowspan="2">生後2か月から5歳の誕生日の前々日まで</td> <td data-bbox="1182 1294 1463 1429">最大4回・1回 4,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1429 683 1554">小児用肺炎球菌（23年度と変わらず）</td> <td data-bbox="1182 1429 1463 1554">最大4回・1回 5,500円</td> </tr> </tbody> </table>	ワクチン	対象者	接種回数・自己負担	子宮頸がん	平成24年度に新中学1年生相当～新高校1年生相当の年齢の方	3回（新高校2年生相当は、23年度の不足回数）・無料	平成24年度に新高校2年生相当の年齢の方（ただし、23年度に最低1回接種が必要）	ヒブ（23年度と変わらず）	生後2か月から5歳の誕生日の前々日まで	最大4回・1回 4,000円	小児用肺炎球菌（23年度と変わらず）	最大4回・1回 5,500円		
	ワクチン	対象者	接種回数・自己負担												
子宮頸がん	平成24年度に新中学1年生相当～新高校1年生相当の年齢の方	3回（新高校2年生相当は、23年度の不足回数）・無料													
	平成24年度に新高校2年生相当の年齢の方（ただし、23年度に最低1回接種が必要）														
ヒブ（23年度と変わらず）	生後2か月から5歳の誕生日の前々日まで	最大4回・1回 4,000円													
小児用肺炎球菌（23年度と変わらず）		最大4回・1回 5,500円													
<p>2 周知等</p> <p>あだち広報3月25日号で助成延長の周知を図る予定。また、子宮頸がんワクチンについては、新中学1年生相当～新高校1年生相当年齢の方へ、新たに平成24年度の費用助成クーポンを送付する。新高校2年生相当は、23年度の接種履歴確認が必要なため、平成24年4月以降、申請により交付する。これに先立ち、現在の高校1年生には、2月に制度周知のハガキを送付した。</p> <p>ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンクーポンは、生後2か月に達する前月に送付する。23年度に対象となっている児は、引き続き送付済みのクーポンを使用する。</p> <p>3 問題点等</p> <p>子宮頸がんワクチンの新高校2年生への助成は、平成24年度に限ったの救済措置であること、及びクーポン券の発行方法が申請主義となることなど、他の年齢と扱いが異なる。ホームページ等で正確な制度の周知を図っていく。</p>															

件名	母子健康手帳の改訂について
所管部課名	衛生部保健予防課
内容	<p>国の「母子保健法施行規則の一部を改正する省令」改正により、母子健康手帳の省令様式が一部改正された。</p> <p>母子健康手帳は省令様式及び任意様式で構成されているが、任意様式部分についても改正が行われ、これらを踏まえ、平成24年度から区の母子健康手帳の様式も改訂する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 主な改訂部分</p> <p>①妊娠経過の記載欄の拡充（省令様式部分）  高年齢妊婦などのハイリスク妊娠、妊婦健康診査の充実（公費負担の対象となる健康診査回数が増やH T L V - 1抗体検査等の検査項目追加）を踏まえ、妊娠経過に関する記載欄を拡充し、高年齢妊婦や喫煙、基礎疾患への注意などを記載する。</p> <p>②乳幼児身体発育曲線の更新等  現在は平成12年に行われた調査内容が記載されているが、これを平成22年のデータに改める（省令様式部分）。また、7歳以降の成長曲線（現在は6歳まで）及び胎児発育曲線も追加する（任意様式部分）。</p> <p>③便カラーカードの利用（省令様式部分）  先天性胆道閉鎖症を始めとした生後1か月前後の児の便色異常を呈する疾病の早期発見のため、便カラーカードを母子健康手帳と一体とすることで、保護者が日ごろから便色を参照できるようにする。</p> <p>④予防接種記載欄の充実（任意様式部分）  今までワクチン名の記載がなかった任意予防接種についてもワクチン名を記載するなど、任意予防接種欄を充実するほか、予防接種の実施スケジュール例も記載する。</p> <p>⑤赤ちゃん訪問連絡票の綴じ込み（区独自）  こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問申し込み等のために提出を促している「赤ちゃん訪問連絡票」のハガキを母子健康手帳に綴じ込み、目に触れる機会を増やすことで提出忘れを防ぐ。  なお、従来の名称は「赤ちゃん出生連絡票」であったが、戸籍の出生届と混同されないよう、「赤ちゃん訪問連絡票」に変更した。</p> <p>2 母子健康手帳配付場所  保健予防課、保健総合センター、区民事務所</p> <p>3 今後の方針等  母子健康手帳は堅牢性を確保するためにミシン綴じが推奨されているが、綴じこむページ数は今回の改訂版程度が限界である。これ以上情報量を増やす場合は、チラシでの配布や子育てガイドブックの改訂などで対応していく。</p>

## 平成23年度 第3回足立区地域保健福祉推進協議会

## 「子ども支援専門部会」

平成24年3月16日

件名	妊娠届様式の一部改訂について
所管部課名	衛生部保健予防課
内容	<p>妊娠届については、妊婦へのアンケートを盛り込んだ様式に改訂し、平成23年1月から使用している。</p> <p>今回、アンケート部分の記入利便性を高めるなど、再度様式の一部改訂を行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改訂部分</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・性病に関する健康診断（血液検査）、結核に関する健康診断の有無欄を表中から削除し、余白へ記入する形へ変更</li><li>・同居の家族人数記載欄に、本人を含むこと明記</li><li>・アンケート記入部分を、本人の記述式から該当項目にチェックを入れる方式に変更（「その他」の自由記載欄は継続）</li><li>・職員記載欄を追加</li></ul> <p>2 使用開始日</p> <p>平成24年4月1日</p>

## 平成23年度 第3回足立区地域保健福祉推進協議会

## 「子ども支援専門部会」

平成24年3月16日

件名	「マイ保育園」制度の実施について
所管部課	子ども家庭部 子ども家庭課
内容	<p>子育ての育児不安や負担感の緩和及び孤立感の解消を図るために、保育所等を身近な子育て支援拠点と位置付けて、子育て相談等の子ども・子育て支援事業を実施することにより、子育て家庭に対する支援の充実を図る。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 マイ保育園の登録</p> <p>区立保育園（こども園）を中心とした「マイ保育園」実施園の中から、家庭保育者が希望する保育園（こども園）を1園選択し登録する。登録者には、子どもの身長・体重を記録できる「メンバーズカード」を交付する。</p> <p>2 登録対象者</p> <p>(1) 0～2歳児を家庭で自ら保育している保護者  (2) 母子手帳の交付を受けている出産前の者(妊婦)</p> <p>3 提供する主な子育て支援事業(予定)</p> <p>(1) 子育て相談(保育士、栄養士、看護師)  (2) 園行事への案内(運動会、発表会等)  (3) 園だより等の送付  (4) 絵本の貸し出し  (5) 園庭開放  (6) 身長・体重測定  (7) 給食体験  (8) オムツ交換・授乳体験</p> <p>4 実施スケジュール(予定)</p> <p>24年5月 登録受付開始(以降随時受け付け)  6月 子育て支援サービスの提供開始</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 対象者が来所する区施設におけるチラシ等による案内、ホームページや広報紙等による制度の周知を図っていく。  (2) 私立保育園等に対しても、制度趣旨を説明したうえで「マイ保育園」としての協力を働きかけていく。</p>

## 平成23年度 第3回足立区地域保健福祉推進協議会

## 「子ども支援専門部会」

平成24年3月16日

件名	認可保育園の整備について
所管部課	子ども家庭部 待機児童対策担当課
内容	<p>待機児童アクションプランにおいては、認可保育園については、「大規模開発など、特定地域に全年齢にわたり相当多数の待機児童が見込まれる場合に整備する」としている。3歳児から5歳児の保育需要については、区内全体では保育定員数が保育需要数を上回っているものの、地域ごとの入園可能人員の分析を行った結果、全年齢にわたりまとまった保育需要が生じる地域があることが判明した。</p> <p>このため、相当多数の保育需要が見込まれる地域について、下記のとおり認可保育園を整備していくこととする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 認可保育園整備予定地域 千住地域、梅田地域、綾瀬地域</p> <p>2 各地域の整備手法</p> <p>(1) 千住地域 民設民営による認可保育園を公募により誘致する。</p> <p>(2) 梅田地域 区内私立保育園による認可保育園分園の設置を誘致する。</p> <p>(3) 綾瀬地域 UR都市機構用地にURに認可保育園の誘致を依頼する。</p> <p>3 開設目標</p> <p>(1) 千住及び梅田地域については、平成25年4月の開設に向け進めていく。 (平成24年度予算案に開設準備経費補助を計上)</p> <p>(2) 綾瀬地域については、今後、UR都市機構と調整していく。</p> <p>4 今後の方針</p> <p>千住地域においてはホームページによる公募を実施している。梅田地域については区内認可保育園運営者に呼びかけ整備を進めていく。</p>

## 平成23年度 第3回足立区地域保健福祉推進協議会

## 「子ども支援専門部会」

平成24年3月16日

件名	子育てサロン事業の所管の一元化について
所管部課	子ども家庭部 こども家庭支援センター、住区推進課
内容	<p>これまで、こども家庭支援センターと住区推進課に分かれて所管していた子育てサロン事業を、平成24年度4月から住区推進課に統合し、一元的に運営することで、利用者の利便性の向上とともに、事務の効率化を図る。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 一元的運営による効果</p> <p>(1) 2課に分かれていた事業の一元化により、問い合わせ先が一つになるなど区民に分かりやすいものとなるとともに、事務の効率化が図られる。</p> <p>(2) 各子育てサロンの立地や特色、実施イベントなどを総合的に運営・周知することで、利用者の要望による選択利用の幅が広がり、地域の子育ての活性化が図られる。</p> <p>2 子育てサロンの設置状況（平成24年3月末見込）</p> <p>(1) こども家庭支援センター設置 14箇所（計画上15箇所）  ※うち2箇所が児童館子育てサロンの機能を充実させて設置</p> <p>(2) 住区推進課所管（児童館子育てサロン） 50箇所</p> <p>3 経緯</p> <p>平成22年度から、「乳幼児子育てひろば」として児童館が実施してきた事業を「児童館子育てサロン」に名称を統一した。このたびは、各々のサロンについて、開設時間、専用室の有無等の機能的な違いはあるものの、事業の目的の共通性に着目し、所管の一元化を図ることとした。今後は、児童館子育てサロンの機能の充実も視野に入れ、整備計画に取り組んでいく。</p> <p>4 次世代育成支援行動計画</p> <p>「子育てサロン」での下記の3事業を住区推進課へ所管を変更する。</p> <p>① 2-1-1-6 子育てサロンでの子育て相談（サロンサポーターによる子育て相談）</p> <p>② 2-3-1-1 子育てサロン（育児の孤立化防止と仲間づくりの場を提供する）</p> <p>③ 2-4-2-5 子育てサロンでの一時保育（子育てサロン開設時間内に一時保育を行う）</p>

## 平成23年度 第3回足立区地域保健福祉推進協議会

## 「子ども支援専門部会」

平成24年3月16日

件名	病児保育サービスの利用料助成について
所管部課	子ども家庭部 こども家庭支援センター
内容	<p>区民の子育てを支援するため、区民がNPO法人またはベビーシッター事業者が実施する在宅の病児保育サービスを利用した際に、下記のとおり利用料の一部を助成する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施年月日 平成24年4月1日</p> <p>2 対象 (1) 区内在住で、NPO法人またはベビーシッター事業者が実施する在宅の病児保育サービスを利用した子どもの保護者。 (2) 対象児童は、病児保育サービス利用の月齢6カ月から12歳（小学校6年生）までの児童。 (3) サービスを利用した前後の原則7日以内に医療機関を受診していること。</p> <p>3 助成内容 (1) サービス利用1時間につき1,000円を助成。 (2) 1日の利用助成限度は10時間まで。 (3) 利用回数は1児童あたり年度内7回を限度とする。 (4) 1世帯当たり1児童の年間上限額は40,000円。 ※入会金、年会費、登録料その他これらに準ずる費用は助成の対象外とする。</p> <p>4 助成の流れ (1) NPO法人等に事前登録し、サービスを利用。 (2) サービス利用後、申請書類に領収書等を添付して、こども家庭支援センターに提出。 (3) 提出書類を審査し、助成決定後、口座振込みにより交付。</p> <p>5 申請書等 こども家庭支援センター、区役所保育課および各区立保育園で配布。 また、区ホームページからダウンロード可。（4月1日から配布予定）</p> <p>6 根拠法令 足立区病児保育利用料金助成金交付要綱（平成24年4月1日施行予定）</p>